

晋書限断論と陸機

王, 昊聰
九州大学人文科学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/2740955>

出版情報 : 中国文学論集. 48, pp.1-18, 2019-12-25. 九州大学中国文学会
バージョン :
権利関係 :



晋書限断論と陸機

王 昊 聰

一、晋王朝はいつ始まったのか

史書を編纂する際、その王朝の創業をどの時点に定めるかが問題となる。これを限断と言い、このことを議するのを限断論という。西晋の場合、建国の基礎を築いたのは司馬懿、司馬師、司馬昭父子であるが、正式に皇帝に即位したのは司馬炎である。従って、晋朝の国史編纂にあたり、武帝と恵帝の時期に討論が行われ、四つの説が出された。

第一の見解は正始元年（二四〇）説である（以下「正始説」と称す）。魏の景初三年（二三九）、明帝曹叡の崩御に伴い、幼い齊王曹芳が即位し、翌年一月に年号を「正始」に改元した。明帝は臨終に際し、司馬懿と曹爽の二人に曹芳の補佐を託した。各々三千の精兵を統率し、共同での補佐が始まった。つまり正始説は、司馬懿の共同執政を晋朝の始まりとしたのである。

第二は嘉平元年（二四九）説である（以下「嘉平説」と称す）。正始九年（二四九）正月、高平陵の変が起こり、司馬懿は曹爽の三族と配下の子郎党を誅殺した。そして同年四月、年号を「嘉平」と改めた。この事件後、魏の宗室曹氏の勢力は減退し、司馬氏による政権の独占が始まった。

第三は泰始元年（二六五）年説である（以下「泰始説」と称す）。魏の元帝咸熙二年（二六五）八月、司馬昭が亡くなった。十一月に司馬炎が魏元帝の禅譲を受けて晋朝を建て、「泰始」と開元した。泰始説は、晋王朝の正式な成

立を晋朝の始まりとしたのである。

第四は太康元年（二八〇）説である（以下「太康説」と称す）。西晋の咸寧六年（二八〇）三月、王濬が呉の都建業に進攻し、呉の最後の皇帝孫皓は投降した。これにより晋は全国統一を果たし、年号を「太康」に改めた。太康説は全国統一を晋朝の始まりとする。

このほか、第五の説とも言うべき青龍三年（二三五）説がある。青龍二年、司馬懿は五丈原の戦いで諸葛亮を破った。翌年張掖郡で司馬氏が天命を受けるとの石瑞が現れた。この歳を司馬懿受命の歳としたのである。前の四つの説について、先行研究でも多くの議論がなされている。主に正統論の視点から、議論の出発点と主張、最終的な成果に関して議論されてきた。⁽¹⁾ 本稿では、はじめに各説の根拠について解釈を試みる。また、陸機の主張と、実際に執筆した際の折衷案についても検討したい。

二、晋朝での議論

晋朝の国史編纂は、全国統一後に始まった。編纂にあたり、まず、限断問題を解決する必要があった。それ以前の史書は、必ずしも即位した皇帝から始まっていたわけではない。『尚書』の「虞書」は舜に禅譲した堯から始まり、『春秋』は隠公から記録するが、前の恵公夫人の孟子から書き始めている。断代史の『漢書』は劉邦本人が創始者と踐祚者を兼ねているから検討の対象とならない。漢・魏の王朝交替においては、創始者と踐祚者を兼ねない。王忱『魏書』、陳寿『三国志』（晋書限断の議論と同時期に編纂）の二書とも「武帝紀」がある。漢の紀元でも魏武帝を叙述している。このような先例があったため、晋書の断限が問題となったのである。

歴位散騎常侍、後軍將軍。広城君薨、去職。喪未終、起為秘書監、掌国史。先是、朝廷議立晋書限断、中書監荀勗謂宜以魏正始起年、著作郎王瓚欲引嘉平已下朝臣尽入晋史、於時依違、未有所決。惠帝立、更使議之。謚上議、請從泰始為断。於是事下三府、司徒王戎、司空張華、領軍將軍王衍、侍中樂広、黄門侍郎嵇紹、国子

博士謝衡皆從諡議。騎都尉濟北侯荀駿、侍中荀藩、黃門侍郎華混以為宜用正始開元。博士荀熙、刁協謂宜嘉平起年。諡重執奏戎、華之議。事遂施行。

（賈諡は）散騎常侍、後に軍將軍を歷位す。広城君薨じ、職を去る。喪未だ終へず、起ちて秘書監と為り、国史を掌る。先づ是れ、朝廷は晋書の断限を立つるを議す。中書監荀勗、宜しく魏の正始をもつて起年すべしと謂ふ。著作郎王瓚、嘉平以下の朝臣を引きて、尽く晋史に入れんと欲す。時に違あるに依り、未だ決する所あらず。惠帝立ち、更にこれを議せしむ。諡上議し、泰始より断と為さんを請ふ。是に於いて事三府に下り、司徒王戎、司空張華、領軍將軍王衍、侍中樂広、黃門侍郎嵇紹、国子博士謝衡は皆諡の議に従ふ。騎都尉濟北侯荀駿、侍中荀藩、黃門侍郎華混以為らく宜しく正始を用つて開元すべしと。博士荀熙、刁協宜しく嘉平を用ひて開元すべしと謂ふ。諡重ねて戎、華の議を執奏す。事遂に施行せり。

（『晋書』卷四十「賈諡伝」）

第一回の議論は、武帝太康年間に行なわれた。この議論では、中書監荀勗が正始説、著作郎王瓚が嘉平説を唱え、泰始説と太康説は提起されていない。第二回の議論は、惠帝の元康八年（二九八）にあった。この時、荀勗の息子（濟北侯荀駿、侍中荀藩）、さらに黃門侍郎華混が再び荀勗の正始説を主張した。博士荀熙と刁協は、王瓚の嘉平説をとった。一方、秘書監の賈諡が新たに泰始説を提起した。

さきの断限議論の問題点の一つは、年号に係する。晋朝の正式な年号は泰始からとされるが、正始から泰始までの期間も『春秋』や『尚書』に倣えば、『晋元年』『晋二年』ともなりうるのであつて、魏の年号のままでよいのか検討の余地がある。もう一つは、大臣のうち誰の伝を載せるかという問題である。嘉平説の場合は嘉平以降の大臣全員の伝を載せ、泰始説の場合、泰始元年時点で存命の大臣のみを載せればよいことになる。

陸機がこの議論に参加し、太康説を唱えたことについて、『晋書』には言及がない。ただし『初学記』、『北堂書鈔』などの類書、また『隋書』『李德林伝』で李德林が魏収との北斉朝の起元に関する討論などから、陸機もこの議論に参加し、太康説を提案した状況を垣間見ることができる。

陸士衡以文学為秘書監虞濬所請、為著作郎、議晋書限斷。

陸士衡は文学を以て秘書監虞濬の請はるる所と為る。著作郎と為り、晋書の限斷を議す。

王隱『晋書』（『初學記』卷十二「職官部・著作郎」所引）
束皙、字は広微。秘書監賈謐請為著作郎、難陸士衡晋書限斷。

束皙、字は広微。秘書監賈謐請ひて著作郎と為し、陸機の晋書限斷を難す。

干宝『晋紀』（『初學記』卷十二「職官部・著作郎」所引）

漢獻帝死、劉備自尊崇。陳寿蜀人、以魏為漢賊。寧肯蜀主未立、已云魏武受命乎。士衡自尊本国、誠如高議、欲使三方鼎峙、同為霸名。習氏『漢晋春秋』、意在是也。至司馬炎兼並、許其帝号。魏之君臣、吳人並以為戮賊、亦寧肯当塗之世、云晋有受命之徵。……陸機称「紀元立斷、或以正始、或以嘉平」。束皙議云「赤雀、白魚」之事。恐晋朝之議、是並論「受命之元」、非止「代終之斷」也。

漢獻帝死して、劉備自ら尊崇す。陳寿は蜀人なり、魏を以て漢賊と為す。寧くんぞ蜀主未だ立たずして、已に魏武の受命すを云ふを肯ぜんや。士衡自ら本国を尊び、誠に高議の如く、三方を鼎峙し、共に覇名を為さしめんと欲す。習氏『漢晋春秋』、意は是に在るなり。司馬炎の兼並するに至り、其の帝号を許す。魏の君臣、吳人並びに以て戮賊と為せば、亦た寧くんぞ当塗の世、晋に受命の徵有るを云ふを肯ぜんや。……陸機は「元を紀し斷を立つるに、或ひは正始を以てし、或ひは嘉平を以てす」と称す。束皙議して「赤雀、白魚の事」を云ふ。恐らくは晋朝の議、是れ「受命の元」を並論し、止だ「代終の斷」のみに非ざるなり。

（『隋書』卷四十二「李德林伝」）

王隱『晋書』及び干宝『晋紀』によれば、陸機と賈謐の意見が異なっていたことがわかる。賈謐は服喪期間であったが、秘書監に任じられ、束皙に指示して陸機の意見に反論させた。李德林の書から、陸機が、武帝司馬炎を全国統一の事跡に基づき皇帝と見なしたことが分かる。つまり、太康元年を正式な起元と考えたのである。³⁾

さて、この陸機の太康説を含む四つの限断の説の分岐点はどこにあるのだろうか。一つ目の分岐点は、断限の基準の問題である。李徳林の書に言う「受命の元」とは天命を受けた時であり、「代終の断」とは禪譲により前王朝が終わった時を指す。一見、正始説と嘉平説は「受命の元」、泰始説は「代終の断」を取るように見える。「受命」の狭義の解釈は、前代の皇帝から政治の補佐の命を受けることを指す。一方、広義の解釈は、天命を受けること、すなわち天命を象徴する祥瑞が現れることである。正始説と嘉平説は、狭義の「受命」であろう。広義の天命説に従えば、司馬懿の受命は更に早く、青龍三年（二三五）とすべきである。泰始説は、広義の「受命」と「代終の断」の二つの基準によるもので、太康説は「代終の断」によるだろう。一方、陸機にとっての「代終」は呉国の滅亡であり、陸機と賈謐の明確な分岐点と言える。

明帝青龍三年、張掖郡刪丹県金山玄川溢湧寶石、負図状象靈龜、立於川西。有馬七。……馬自中布列。南方有子曰、「大討曹、金但取之。」此司馬氏革運之徵。

明帝の青龍三年、張掖郡刪丹県金山玄川に寶石を溢湧し、図を負ふ状は靈龜を象り、川西に立つ。馬七有り。……馬中より布列す。南方に字有り「大ひに曹を討ち、金但だ之れを取るのみ」と曰ふ。此れ司馬氏運を革むるの徵なり。

孫盛『魏氏春秋』（『藝文類聚』卷十「符命部・符命」所引）

及武帝受禪、乃令傳玄製為二十二篇、亦述以功德代魏。改「朱鷺」為「靈之祥」、言宣帝之佐魏、猶虞舜之事堯、既有石瑞之徵、又能用武、以誅孟達之逆命也。改「思悲翁」為「宣受命」、言帝禦諸葛亮、養威重、運神兵、亮震怖而死也。

武帝禪を受くるに及び、乃ち傳玄をして製らしむること二十二篇と為り、亦た功德を以て魏を代すと述べ。「朱鷺」を改め「靈の祥」と為し、宣帝の魏を佐くるや、猶ほ虞舜の帝堯に事ふるがごとく、既に石瑞の徵有り、又能く武を用ひて、以て孟達の逆命を誅するを言ふなり。「思悲翁」を改め「宣受命」と為し、帝の諸葛亮を禦し、威重を養ひ、神兵を運らし、亮震怖して死するを言ふなり。

〔晋書〕卷二十三「樂志」

孫盛『魏氏春秋』には、魏の青龍三年、張掖郡で司馬氏受命の瑞徴が現れたとの記録がある。この瑞祥は『晋書』「五行志」にも記載がある。⁴また、傳玄（二一七～二七八）は、「晋鼓吹曲」を製作した際、この説を用い強調している。この樂府は、武帝時期の國家の宣伝であるが、ここでの晋の受命は明帝の青龍三年であると考えられている。青龍二年、司馬懿は諸葛亮を討伐しており、その翌年、祥瑞も現れている。現在の『晋書』は、唐代に編纂されたもので、五丈原の戦い以前の説明はごく簡単なものである。しかしここには、より詳しい記述がある。

先行研究では、受命の対象が司馬懿なのか司馬炎なのかという問題について、正始説・嘉平説と泰始説を区別していたが、泰始説との受命の本質について区別がなかった。泰始説は、「代終の断」のみならず「受命の元」についても考えられていたのである。

賈誼一派の束皙は、陸機に反論する際、陸機だけではなく、正始説と嘉平説の狭義の受命に対しても、同時に反論を試み、赤雀、白魚の典故を引用している。束皙はまず、広義の受命を用いて狭義の受命を否定する。「赤雀」は周文王が天命を受けたしるしである。「白魚」は周武王が受命したしるしである。⁵漢代の儒者は、周文王と周武王に天命のしるしがある理由について、周は文王が天命に應じなかったから、武王の時に再び天命の象徴が降ったとした。この周の文王と武王の二代にわたる受命に基づき、司馬炎の受命を正当化しようとした。先行研究では、晋の武帝による禅譲は、準備不足であったため祥瑞の記録が足りず、自分の受命を証明するために、何度も祥瑞現象を記録したのだとする。⁶武帝期の祥瑞のうち、特に注目すべき点は、先述の司馬懿の受命の石瑞が、司馬炎の時に再び現れたことである。⁷賈誼一派が強調したかったのは受命のしるしがあっても、司馬懿は應じなかったことである。従って「受命の元」から考えても、司馬炎から始めるべきだとした。

二つ目の分岐点は、国史の記述法という観点から何を手本とすべきか、ということである。正始説、嘉平説は、ともに司馬懿の摂政時代から紀年することは、『春秋』の隱公、『尚書』の文王に倣ったものであるとする。つまり、即位していない皇帝は前の王朝の年号を使用せず、受命した年から紀年するのである。泰始説は、既存の王沈『魏書』、陳寿『三国志』の紀年法を踏襲し、禅譲以前は、前王朝の紀年で記述するとした。陸機はこれらの方法を選ばなかったが、晋国の国史として、既に通用していた年号は書かざるを得ない。従って、『史記』『周本紀』、『秦本紀』

に倣ってこの問題进行处理した。つまり、晋の三祖は紀年によらず、武帝から紀年するとしたのである。この点は第四節で述べる。

三、陸機を含む四説の背景

では、四説の各自の真の根拠はどこにあるのだろうか。この問題について、先行研究は主に正統論の視点から討論していた。例えば周一良氏は、正始説・嘉平説は、実は司馬懿父子三人の篡位の過程の血生臭い暴力行為を隠匿しており、晋王朝の政権の正統性を維持するために提起された¹⁰⁾と考える。この説は多くの学者の賛同を得ているが、次の三つの問題が残る。一つ目は、もし司馬氏の正統性を維持するためであれば、何故司馬懿の受命の青龍三年から紀元しないのか。二つ目は、正始説と嘉平説の区別は何であるか。三つ目は高貴郷公を弑した主犯の賈充の孫の賈謐は何故この二説に反対しているのか。

恐らく四説はそれぞれ司馬氏一族の為ではなく、主張者各自の史伝における地位について提出していたのではない。前述のとおり、当時の重要な論点の一つに、誰を国史に収めるのかという問題があった。誰を、どのように記述するかによって、各主張者とその一族の地位が国史に反映されるのである。

一回目の議論で正始説を提出していた荀勗の家族は、唐代の『晋書』において同族の荀顗と各自の伝がある¹¹⁾。荀勗の息子の荀藩と荀組、また彼らの三人の息子も付伝がある。そして荀顗と荀勗の列伝は全て正始年間の出仕から記述されていた。

魏時以父勗除中郎。宣帝輔政、見顗奇之、曰、「苟令君之子也。」擢拜散騎侍郎、累遷侍中。

（荀顗は）魏の時父の勗を以て中郎に除す。宣帝政を輔し、顗を見て之れを奇とし、曰く、「苟令君の子なり」と。擢して散騎侍郎を拜し、侍中に累遷せらる。

（『晋書』卷三十九「荀顗伝」）

仕魏、辟大將軍曹爽掾、遷中書通事郎。爽誅、門生故吏無敢往者、勗独臨赴、衆乃從之。

（荀勗は）魏に仕へ、大將軍の曹爽の掾に辟され、中書通事郎に遷す。爽誅せられ、門生故吏敢へて往く者無く、勗独りに臨みて赴けば、衆乃ち之れに従ふ。

（『晋書』卷三十九「荀勗伝」）

荀勗は司馬懿の青眼に恵まれて出仕した。特にここで彼の父親の荀彧（令君）について触れているのは、名門の出身であることの強調である。荀勗は当時司馬懿の門下にまだ入っていなかったが、この「荀勗伝」の描写からは、忠義に篤い人物像がうかがえる。荀勗の正始説の提起は、内々に自分の荀氏一族を褒め、自分と叔父の二人の出仕を国史に記載し、さらに、史伝で自らを正義の人物として描くことを意図していたのではないだろうか。

次に、賈誼が泰始説を提起した理由は、賈氏一族の面子のためと考えられる。賈誼は武帝朝最大の権臣賈充の嗣を継承した人物であり、賈氏の国史における地位を慎重に考慮すべき立場にあった。賈充の父親賈逵は魏の忠臣として有名であるが、賈充は司馬氏の禪代を熱心に推奨し、諸葛誕に「お前は賈逵の息子ではない」と指弾された¹²⁾。司馬懿の崩御の原因の一つに、賈逵と王凌の魂を恐れて亡くなったという説である。故に、もし正始説・嘉平説が採用されれば、賈氏一族はこの国史の始まりに進退兩難の窮境に陥ってしまう。また、賈充は自分の歴史上の評価をかなり重視していた。¹⁴⁾唐の『晋書』は賈充の魏における事跡を簡単に記述し、ただ高貴郷公を弑したことをのみを記している。しかし、高貴郷公を弑することは、東晋の干宝『晋紀』以前の西晋の史書に隠されていた。無論、これは当時賈氏の権力が最も強かったためである。賈誼がこの部分を隠すために、正始説と嘉平説に反対するのは当然のことと言えよう。

五等初建、封臨沂侯、為晋元勳、深見寵異、禄賜常優於群官。……初、文帝以景帝恢贊王業、方伝位於舞陽侯攸。充称武帝寬仁、且又居長、有人君之德、宜奉社稷。

五等を初めて建つるに、臨沂侯に封ぜられ、晋の元勳となり、深く寵異せられ、禄賜常に群官に優る。……初め、文帝景帝の王業を恢讚するを以て、方に位を舞陽侯の攸に伝へんとす。充称するに武帝寬仁にして、且つ又長に居り、人君の徳有りて、宜しく社稷を奉すべしと。

（『晋書』卷四十「賈充伝」）

また、賈充は特に武帝の即位を補佐した。故に武帝に極めて寵愛され、娘の賈南風は後の恵帝の太子妃になり、武帝朝から恵帝朝の元康末年まで賈氏は最高の権勢を誇った。賈謐は賈氏一族の地位を他の功臣より上回らせるためにも、泰始説を提出する必要があったと考えてよい。

また、嘉平説を提出する王瓚は、臧栄緒の『晋書』に、義陽人であり、東海、瑯琊、晋陽、祁県など当時名門の王氏ではなく、生卒年も不詳である。しかし、「賈謐伝」の文脈（著作郎王瓚欲引嘉平已下朝臣尽入晋史）から見れば、王瓚は嘉平以降の大臣を全て新しい国史に収録することを重要視していたようである。先行研究にすでに指摘されているが、正始年間の司馬氏の功臣は殆ど『晋書』に入っていないかった。その理由は彼らが全部泰始以前に死亡したからである。しかし泰始以前に死去した阮籍、嵇康などは却って『晋書』に入った。もし王瓚の意見に従えば、正始・嘉平年間の功臣王肅、王昶、王觀など、及び「淮南三叛」の王凌、毋丘儉、文欽、諸葛誕、及び蜀国を平定した鄧艾、鍾会らは全て『晋書』に加えられるべきである。

陸機の説の理由もこの視点から考えられる。もし太康以前の歴史において晋の正統を認めれば、呉国だけではなく、呉の権臣であった陸氏一族の立場をどう位置づけるべきかという問題が発生する。陸氏の呉の後期朝廷における勢力について、『世説新語』に次のようなエピソードがある。

孫皓問丞相陸凱曰、「卿一宗在朝有幾人。」陸曰、「二相、五侯、將軍十余人。」皓曰、「盛哉。」
孫皓丞相陸凱に問ひて曰く、「卿が一宗の朝に在るもの幾人有りや。」陸曰く、「二相・五侯・將軍十余人なり。」皓曰く、「盛んなるかな」と。
〔『世説新語』卷中「規箴」第十〕

また、陸機の祖父陸遜は呉の赤烏八年（二四五）に、父の陸抗は鳳凰三年（二七四）に死去し、兄の陸景、陸晏も晋の呉攻滅時に死亡した。もし晋の起元が正始、嘉平、泰始になれば、彼らの史書における立場は、かなり危ういものとなる。故に、陸機は太康説を主張したのである。

四、『晋紀』執筆における陸機の葛藤¹⁶

『晋書』「賈謐伝」によれば、恵帝朝の議論では最終的に賈謐の意見が採用されていた。当時賈氏一族の権勢が最も強かったことを考えれば、当然のことである。陸機は己の意見を実行できなくなってしまった。では、陸機はこの状況にどう対応したのだろうか。

恵帝朝の議論を経て、陸機は四巻の『晋紀』を編纂した。『隋書』経籍志の「古史類」の中で、「『晋紀』四巻、陸機撰」の一条がある。両唐志の編年類には「『晋帝紀』四巻、陸機撰」に作る。即ち、宋代まで陸機の『晋紀』がまだ残っていたらしい。陸機の『晋紀』はどのような体裁で書き上げられたのか。近代以来の学者の考えは異なっている。一説に、陸機の『晋紀』は本紀ではなく、編年体であるという。理由の一つが『隋書』「経籍志」の古史類、つまり後世の目録の中の編年類に収録されているためである¹⁶。もう一つの理由が『晋書』の紀伝体の本紀は束皙が撰したため、というものである。では、陸機の『晋紀』はどのような体裁であるか。

而陸機『晋書』、列紀三祖、直序其事、竟不編年。年既不編、何紀之有。

而るに陸機の『晋書』、三祖を列紀し、直ちに其の事を序して、竟に編年せず。年既に編せざれば、何の紀か之有らんや。
(劉知幾『史通』卷二「本紀」)

『史通』は明確に陸機の『晋紀』を、編年類ではなく、本紀として扱っている。では何故編年体に誤認されていたのか。実はこれが編年類と本紀の性質に共通する点があるためである。

自史官放絶、作者相承、皆以班馬為準。起漢獻帝、雅好典籍、以班固『漢書』文繁難省、命潁川荀悅作『春秋左伝』之体、為『漢紀』三十篇。言約而事詳、弁論多美、大行於世。……『紀年』皆用夏正建寅之月為歲首、起自夏、殷、周三代王事、無諸侯国別。……其著書皆編年相次、文意大似『春秋経』。

史官放絶するにより、作者相ひ承り、皆班馬を以て準と為す。起くるに漢の獻帝、典籍を雅好し、班固『漢書』の文繁く省き難しを以て、潁川の荀悦に命じ『春秋左伝』の体を作りて、『漢紀』三十篇を為さしむ。言約まやかにして事詳しく、弁論多美、大ひに世に行はる。『紀年』皆夏の正を用ひて建寅の月を歳首と為し、起つるに夏殷周三代の王事より、諸侯の国を別つ無し。……其れ著書するに皆編年して相ひ次ぎ、文意大ひに『春秋経』に似る。

（『隋書』卷三十三「経籍志」）

昔汲冢竹書是曰『紀年』、『呂氏春秋』肇立紀号。蓋紀者、綱紀庶品、網羅万物。……蓋紀之為体、猶『春秋』之経、繫日月以成歲時、書君上以顕国統。……又紀者、既以編年為主、唯叙天子一人。有大事可書者、則見之於年月、其書事委曲、付之列伝。此其義也。

昔汲冢の竹書は是れ『紀年』と曰ひ、『呂氏春秋』肇めて紀号を立つ。蓋し紀は、庶品を綱紀し、万物を網羅す。……蓋し紀の体を為すこと、猶ほ『春秋』の経、日月を繋ぎて以て歲時を成し、君上を書きて以て国統を顕す。……又た紀は、既に編年を以て主と為し、唯だ天子の一人を叙ぶ。大事の書くべき者有れば、則ち之を年月に見、其れ事の委曲を書くは、之を列伝に付す。此れ其の義なり。

（劉知幾『史通』卷二「本紀」）

『隋書』経籍志「古史類」の序に例として挙げられていた古史は荀悦の『漢紀』、『竹書紀年』など全て『春秋』のように、皇帝を軸として編年の形で歴史を記述する書物である。『史通』本紀篇も『竹書紀年』を「紀」の起頭とし、本紀の文体の性格を二つ述べている。

劉知幾の考えた本紀の性格は、『春秋』のように編年であること、皇帝一人の重要なことのみ述べ、詳しい内容は列伝の中で記述することの二点である。この観点に立てば、もし本紀のテキストを正史の中で引き出したら、編年類の史書に相似している。『文心雕龍』史伝篇にも「晋代の書に至りて、著作に繋ぐ。陸機始を肇めて未だ備えず」という話があり、陸機は最初の四帝の帝紀だけ完成したことがわかる。つまり、陸機は四卷の帝紀しか完成しておらず、単行して流伝したため、『隋書』経籍志の古史類に収められていた。劉知幾はこれを未完成の晋史の一部とし

て扱うため、「本紀」篇で討論していたのである。

先に述べた陸機の『晋紀』の体裁を疑う二つ目の理由は東哲の帝紀である。唐の『晋書』は陸機の帝紀に言及しないが、「東哲伝」には、「佐著作郎に転じ、『晋書』の「帝紀」、「十志」を撰す」と記され、また『初学記』「職官部」下には張隱の『文士伝』を引用して、「東哲元康四年の晩に司空府に応じ、入りて月の余り、亦た著作佐郎に除す。西観に著作し、晋書を撰し、三帝紀及び十志を草創す」と記されている。

ただ、陸機と東哲が同時に秘書監で国史の帝紀を各自撰することは、かなり考え難いことである。先行研究での解釈も異なっている。ここで注意すべきなのは『文士伝』の「草創」と『晋書』本伝中の「撰」との違いである。この言葉から考えるに、佐著作郎の東哲の帝紀は定稿ではなく、著作郎の陸機により、定められた可能性が高い。東哲の帝紀は戦乱で散逸したため、後世の目録の記録あるいは評がなかったが、陸機の帝紀について評が多かった。陸機の限断の主張及び泰始説に対する妥協がこの『晋紀』の書き方から垣間見ることができる。

前節で述べた陸機の主張は太康説である。故に、実践の際に、二つの問題が出てくる。一つ目は魏晋禅譲の前の歴史、つまり、晋の三祖をどう記述するかという問題である。二つ目は、晋武帝の泰始元年から太康元年までの間の歴史をどう記述するかということである。

陸機見舜「肆類上帝、班瑞群后」、便云舜有天下、須格於文祖也。欲使晋之三主異於舜撰。……陸機以刊木著於『虞書』、龔黎見於『商典』、以蔽晋朝正始、嘉平之議、斯又謬矣。

陸機舜の「肆に上帝に類し、瑞を群后に班す」を見、便ち舜の天下を有するや、須らく文祖に格すべしと云ふなり。晋の三主をして舜の撰に異ならしめんと欲す。……陸機は刊木の『虞書』に著され、龔黎の『商典』に見るを以て、以て晋朝の正始、嘉平の議を蔽はんとす、斯れ又た謬りなり。（『隋書』卷四十二「李德林伝」）

陸機は、三祖に対して二つの意見を持っていた。一つ目は堯舜の禅譲で天を祭祀するなど一連の儀礼が三祖は完成していなかったので、堯舜の例と比して相応しくない。二つ目は『尚書』によれば、禹の即位以前の事跡は『虞

書』に載せられ、周文王の事跡も『商書』に載せられている。つまり、三祖事実上の皇帝であつたとしても、彼らの記事は『魏書』に載せるべきであると考えていた。だが、最終的に陸機は国史の編纂において、三祖の帝紀を書かなければならなかった。そこで、陸機は「名紀実伝」の書き方で自分の意見を内々に堅持したのである。

三祖実終為臣、故書為臣之事、不可不如伝、此実録之謂也。而名同帝王、故自帝王之籍、不可以不称紀、則追王之義。

三祖実に終りに臣と為り、故に臣為る事を書く、伝のごとからざるべからず、此れ実録の謂ひなり。しかれども名は帝王に同じ、故に自づから帝王の籍にあり、以て紀と称せざるべからざれば、則ち追王の義なり。

陸機「晋書限断議」(『初学記』卷二十一「史伝」所引)

「晋書限断議」の残文によれば、陸機は晋の三祖が名義上は皇帝と同等だが、実際にはまだ臣下であるため、執筆の際に、晋の三祖の伝記を「紀」と名付けるものの、「伝」のように書いたという。前述の劉知幾の「本紀」の叙述より、陸機は三祖の本紀で編年していなかった。『春秋』『尚書』のように「晋元年」、「新二年」ではないのみならず、魏の年号をも使っていなかった。三祖の部分を編年せず、晋武帝の部分編年することは、『史記』『周本紀』、『秦本紀』に既に模範がある。しかし、ここで一つ問題が出てくる。編年か否か、本紀と列伝を区別できない。「伝」の如しの書き方はどのようなことであるか。

如近代述者、魏著作、李安平之徒、其撰『魏』、『齊』二史、於諸帝篇、或雜載臣下、或兼言他事、巨細畢書、洪纖備録。全為伝体、有異紀文、迷而不悟、無乃太甚。

近代の述者の如く、魏著作、李安平の徒、其れ撰する『魏』、『齊』二史、諸帝篇に於て、或ひは臣下を雜載し、或ひは他事を兼言し、巨細畢く書き、洪纖備に録す。全て伝体と為し、紀の文と異なることあり、迷ひて悟らず、むしろ太だ甚だし。

(劉知幾『史通』卷二「本紀」)

先に引用した部分で劉知幾は「紀」について皇帝一人の重要なことしか述べず、詳しい記述は列伝に入れるべきだと述べていた。ここで魏収、李百藥などの帝紀が「伝体」とよばれる理由は、帝と臣の記事がその繁簡を問わず、全て収められていることである。陸機が三祖について殊更に伝のごとく書いたというのは、これと同様である。

これは正に泰始から太康までの間の処置である。太康以前の武帝朝の歴史について、陸機が泰始などの年号を使わないことは国史の編纂であり得ないであろう。故に、陸機はこの段落の武帝紀は次のような大臣のことを混ぜて列伝のように書き上げた。

王濬之在巴郡也、夢懸四刀於其上、甚惡之。濬主簿李毅拜賀曰、「三刀為州、而見益一、明府其臨益州乎。」濬果為益州刺史。

王濬の巴郡に在るや、四刀の其の上に懸るを夢み、甚だ之を惡む。濬の主簿李毅拜賀して曰く、「三刀は州為り、而るに一を益すを見るは、明府其れ益州に臨まんや。」と。濬果たして益州刺史と為す。

陸機『晋武紀』（『太平御覽』卷二五四「職官部五十二・刺史上」所引）

陸機の『晋武紀』のこの部分の引用は他にも見られるが、その書名は、『芸文類聚』『軍器部』、『靈異部』では「陸機『晋書』」、『北堂書鈔』『武功部』では「陸機『晋記』」、『太平御覽』『兵部』、『人事部』ではそれぞれ「陸機『晋書』」、「陸機『晋書』「武紀」となっている。なぜ『太平御覽』にこのエピソードがあるのか、先行研究は意見が異なっている。筆者はこの一例が「武帝紀」の残文であると考えている。王濬が巴郡にいる時期は、『晋書』本伝に照らせば、泰始八年（二七二）のことである。この時期の大臣のエピソードを「武帝紀」に収録することは、すなわち陸機の「伝」のごとき書き方である。

陸機の「名紀実伝」の書き方から、彼の心に己が持っている「三国同覇」の歴史観と泰始説、儒家の信条と礼法を従わない司馬氏の間に二つ矛盾があることがわかる。

陸機と賈誼の違いは、実は陸機が魏晋正統ではなく、三国同覇の史観を持っていたことにある。泰始説の「代終

の断」は魏国を正統としており、故に晋武帝が魏元帝から禅譲を受けたことは正統の継承を意味する。しかし陸機の正統観は三国同覇、つまり三国全てが正統という考え方である。かかる観念は陸機のほかの文学作品中にも見える。まず、魏が漢に替わり、天命が魏にあることを、陸機は否定はしていない。第二回の限断の議論と同年で作った「弔魏武帝文」には、「建安の三八に当たり、実到大命の艱き所なり」の一句がある。建安二十四年、曹操は病重く、翌年の正月に崩御した。曹操は天命を受けたものの、すぐに亡くなってしまったので、故に、「大命の艱き所」と言う。さらに、天命を受けたのは曹操だけでなく、孫呉、蜀漢も同じであるとする。陸機は「答賈長淵」の詩の中で魏、蜀、呉対等の立場を強調している。「爰に茲の有魏は、宮に天邑に即く。呉は実に龍のごとく飛び、劉も亦た岳のごとく立つ」。そして、曹操、劉備、孫権を平等な「三哲」と呼び、各自の君主いずれも皇帝と言え。そして、「獄訟魏に違り、謳歌晋に適けり」の一句より分かることは、魏から晋までの政権変更は、堯舜のような禅譲ではなく、堯の息子の丹朱と舜のような関係である。つまり、呉と晋も同じ平等な関係である。「庸岷は頽を稽け、三江も献を改む」のことがあるから、「天人を対揚し、秩で斯の祐有り」と言える。「弁亡論」で、陸機は西晋の軍隊が呉を滅亡した後に、「『易』に曰く、「湯武は命を革めて天に従ふ」という一句を詠む。つまり、晋が呉を滅亡してはじめて「革命」が成し遂げられたと考えているのであり、すなわち、呉の滅亡以前は晋武帝はまだ正統な皇帝とは言えなかったのである。

また、晋の三祖を皇帝とみなさない考え方は、陸機の晋の政権の取り方に対する不満を含んでいる。陸機は本伝で「服膺儒術、非礼不動」と評されている。先に言及した陸機の一つの意見は、三祖の摂政は『尚書』の礼儀と合わなかった。また、同年に創作された「弔魏武帝文」は、曹操に天命があることを認めていた。のみならず、陸機は弔文の本文中に、曹操の漢を救う功績を多くの紙幅を割いて論じている。儒家の「天下を三分して其の二を有し、以て殷に服事す」という観念を重視していた。当時司馬氏の篡奪の経緯を書くことは不可能だった。この「名紀実伝」の書き方こそ、陸機の胸の中の葛藤を映し出しているのである。

注

- (1) 『晋書』の限断問題に關する主な先行研究は、①饒宗頤『中国史上之正統論』（香港龍門書店、一九七七年）。②周一良『魏晋南北朝史学与王朝禅代』（『北京大学学报』哲学社会科学版、一九八七年、第二期）。『魏晋南北朝史論集』、北京大学出版社、一九九七年再録）。③沈玉成『竹林七賢』与『二十四友』（『遼寧大学学报』一九九〇年、第六期）。④俞灝敏『西晋議晋書限断考弁』（『安徽史学』一九九六年、第二期）。⑤朱曉海『潘岳論』（『燕京学报』二〇〇三年、新十五期）。⑥閻步克『西晋呼吁之簡析及推論』（『樂師与史官』、三聯書店、二〇〇一年）。⑦俞士玲『陸機陸雲年譜』（人民文学出版社、二〇〇九年）。⑧徐冲『中古時代的歴史書写与皇帝權力起源』上海古籍出版社、二〇一七年。『禅讓与起元魏晋南北朝の王朝更替与国史書写』『歴史研究』二〇一〇年、第三期』を改定。⑨謝明憲『泰始為断の歴史書写』『晋書』限断の難題与陸機的新議』（『台大中文学报』二〇一五年、第四十九期）。⑩柳春新『陸機晋紀与晋史的修撰起源』（『魏晋南北朝隋唐史資料』第三十二輯、上海古籍出版社、二〇一五年十二月）。⑪楊明『陸機集校箋』（上海古籍出版社、二〇一六年）。
- (2) 前掲注(1)⑦俞士玲は元康七、八年頃とし、⑩柳春新は元康三、四年頃とする。
- (3) 李德林の書に基づき陸機の太康説を導き出すのは、前掲注(1)の⑤朱曉海、⑦俞士玲、⑨謝明憲である。①饒宗頤は、陸機と賈謐の意見は一致すると考えているが、これは干宝『晋紀』の内容と矛盾する。⑪楊明は、陸機は必ずしも太康説に拘っていないとする。
- (4) 『晋書』卷二十七『五行志』の原文は以下のとおり。「魏時張掖石瑞、雖是晋之符命、而於魏為妖。好攻戰、輕百姓、飾城郭、侵边境、魏氏三祖皆有其事。石圖発於非常之文、此不從革之異也。晋定大業、多斃曹氏、石瑞文「大討曹」之応也」。
- (5) 赤雀は文王の受命のしるしであるとする考え方は、漢代の緯書から出た説である。『藝文類聚』卷十「符命部」符命」に『尚書中候』曰、季秋、赤雀銜丹書入酆、止于昌戸、昌拜稽首。受、最曰、「姬昌蒼帝子」とある。後漢の儒者は二度天命の徴が出た原因について、文王が天命に應じなかったたので、武王の時に再び現れたと説明している。「文王得赤雀、武王得白魚赤鳥、儒者論之、以為雀則文王受命、魚鳥則武王受命、文武受命於天、天用雀与魚鳥命授之也」。

天用赤雀命文王、文王不受、天復用魚、鳥命武王也」。(王充『論衡』「初稟」)。三国時代もこの説が流行しており、曹植「文王赤雀贊」が『藝文類聚』に収められている。白魚は武王受命のしるしで、『史記』「周本紀」に「武王渡河、中流、白魚躍入王舟中、武王俯取以祭。既渡、有火自上復于下、至于王屋、流為鳥、其色赤、其声魄云」とある。

(6) 前掲注(1)⑨謝明憲論文は、晋武帝朝の祥瑞と武帝が自ら受命に導いた経緯を詳述する。

(7) 原文は以下のとおり。「初、漢元、成之世、先識之士有言曰、「魏年有和、当有開石於西三千余里、繫五馬、文曰、『大討曹。』及魏之初興也、張掖之柳谷、有開石焉。始見於建安、形成於黃初、文備於太和。……此一事者、魏晉代興之符也。至晋泰始三年、張掖太守焦勝上言、『以留郡本國圖、校今石文、文字多少不同、謹具圖上』」(『搜神記』卷七)。「泰始三年」夏四月戊午、張掖太守焦勝上言、氐池県大柳谷口有玄石一所、白昼成文、実大晋之休祥、図之以獻。詔以制幣告於太廟、藏之天府」(『晋書』卷三「武帝紀」)。

(8) 『尚書』「泰誓篇」に「惟十有一年、武王伐殷」とあり、孔伝は「周自『虞芮質厥成』、諸侯並附、以為受命之年。至九年而文王卒、武王三年服畢、觀兵孟津、以下諸侯伐紂之心」と説明する。ここでは文王の受命から起算して十一年である。

(9) 『史記』「周本紀」は文王以前の部分を紀年しない。また「秦本紀」も莊公以前の部分を紀年しない。

(10) その他の説として、前掲注(1)③沈玉成は、賈誼が賈氏一族の榮華を永続させるために、泰始説は司馬炎直系の正統性を述べ、傍系の司馬氏一族を排除できると主張した。④俞灝敏は、賈誼の主張に深い配慮はなく、単に歴史問題を討論したにすぎないとする。⑤朱曉海は、賈誼の泰始説には皇帝となろうとする野心があると考へた。⑦俞士玲も賈誼の主張は別の意図によるとする。ただし愍懷太子一派の張華らが賛同した理由については③沈玉成の観点に賛同し、賈誼と愍懷太子は敵対関係にあるが、司馬氏や他の貴族と対立する点で一致していたとした。

(11) 王隱『晋書』には、荀顗の弟の荀粲についても伝がある。

(12) 『晋書』卷四十「賈充伝」原文は以下のとおり。「後為文帝大將軍司馬、転右長史。帝新執朝權、恐方鎮有異議、使充詣諸葛誕、図欲伐呉、陰察其変。充既論說時事、因謂誕曰、「天下皆願禪代、君以為如何。」誕厲声曰、「卿非賈予州子乎。世受魏恩、豈可欲以社稷輸入乎。若洛中有難、吾当死之。」充默然」。

(13) 『晋書』卷一「宣帝紀」は以下のとおり。「(嘉平三年)六月、帝寢疾、夢賈逵、王凌為祟、甚惡之。秋八月戊寅、崩於京師、時年七十三。」

(14) 『晋書』卷四十「賈模伝」原文は以下のとおり。「充年衰疾劇、恒憂已諡伝、模曰、「是非久自見、不可掩也」。」

(15) 『文選』卷二十九王瓚「雜詩」の李善注に臧榮緒『晋書』があり、「王瓚字正長。義陽人也。博學有俊才。關司空掾。歷散騎侍郎。卒。」と記す。

(16) この説は清の浦起龍の『史通通釈』より始まった。

(17) 『晋書』卷五十一「束皙伝」に「所著『三魏人士伝』、『七代通記』、『晋書』「紀」「志」、遇乱亡失」とある。